

第1回 下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会 議事要旨

1. 開催日時：令和8年7月29日（水）15：00～17：00
2. 開催方法：日本下水道新技術機構8階特別会議室及びWeb
3. 出席者

委員長	東京都立大学 名誉教授	中林 一樹
委員	埼玉県 下水道局 下水道事業課 下水道事業課長	橋本 翼
〃	東京都 下水道局 計画調整部 計画課長	寺本 康宏
〃	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 下水道課長	佐藤 恵司
〃	横浜市 下水道河川局 マネジメント推進部 下水道計画課長	中村 大和
〃	新潟市 下水道部 下水道管理センター 維持管理課長	西山 富也
〃	名古屋市 上下水道局 技術本部 管路部 保全課長	野杵 貴博
〃	株式会社 三菱総合研究所 防災・レジリエンス政策本部	辻 禎之
〃	公益社団法人 日本下水道協会 技術部長	原田 俊崇
〃	一般社団法人 日本下水道施設業協会 専務理事	原田 一郎
〃	一般社団法人 日本上下水道施設管理業協会 技術安全委員会 技術安全委員長	岡野谷 真助
〃	国土交通省 国土技術政策総合研究所 上下水道研究部 下水道研究室長	安田 将広
随員	埼玉県 下水道局 下水道事業課 主幹	筒井 大輔
〃	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 下水道課 副課長	丸山 直昭
〃	株式会社 三菱総合研究所 インフラ・都市政策本部 都市・インフラDXグループ	小島 哲哉
事務局	国土交通省水管理・国土保全局 大臣官房付参事官	津森 貴行
〃	国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室 室長	山縣 弘樹
〃	国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室 再構築係長	田中 優大
〃	公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第一部 上席研究役	竹内 徹也
〃	公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第一部 研究員	幸田 直也
〃	公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第一部 研究員	西 和樹
〃	公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第一部 研究員	宮崎 次玄
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部副事業部長 兼 事業マネジメント部部長	山本 整
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部	小西 康彦
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部	出来山 敏久
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部 事業マネジメント部 担当部長	中田 啓介
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部 東部計画管路部 技術第四課 課長	福島 真一
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部 東部計画管路部 技術第四課 主任	坂口 正一
〃	株式会社 日水コン 技術統括本部 下水道事業部 事業マネジメント部 東部マネジメント課 主任	高木 稜太

4. 議事要旨

(1) 改訂の方向性（事故対応の特徴・自然災害対応との違い）

- ・ 事故状況は多種多様であるため、全ての事態を網羅する事故対応の下水道 BCP 策定マニュアル作成は困難である。本マニュアルで基本の筋書きを示し、それをもとに各下水道管理者が既策定の自然災害編 BCP を活用して事故対応編 BCP を策定し、訓練等によって応用力を養うことが重要である。
- ・ 埼玉県事例において、陥没範囲の広がりから八潮市雨水幹線の止水作業の開始までの間の関係者との連携や対応は重要であると思われるため、事務局と埼玉県でポイントを整理していただきたい。
- ・ 広域（人・エリア）に被害が及ぶ自然災害に対し、事故は被害が局所的であり周囲のインフラ等が無事であるという点に特徴がある。この点を踏まえた優先実施業務の選定やリソース配分の検討が必要である。
- ・ 人命救助を伴う事故では、救助活動が最優先となり復旧着手までに多大な手間と時間を要する。こうした最悪の事態を各自治体が事前に想定することは容易ではないため、過去の事例を国がデータベース化し、知恵として活用できる仕組みが用意されることが望ましいと考える。
- ・ 局所的な事故における二次災害防止の観点から、天気予報を活用し、降雨予測を正確に把握することが重要である。

(2) 事故発生時の指揮命令系統の明確化

- ・ 全体像が不透明な事故発生初期には、どれくらいの人員をどこに投入すべきか、という初期判断が非常に難しい。個人ではなく組織全体で情報共有しながら対応することが重要である。
- ・ 震度などの基準がある自然災害と異なり、通報によって事故が発覚した場合にどの段階で対策本部の設置を判断するか判断基準をあらかじめ整理しておく必要がある。
- ・ 多くの上下水道施設は道路に埋設されているため、初期段階に道路管理者と上下水道管理者が連携して対策本部を設置するように整理しておく必要がある。
- ・ 埼玉県事例では、事故翌朝に法に基づかない危機対策会議を設置し、その後、災害救助法が適用されたことを受け、災害対策本部へ移行された。事故の規模に応じた対策本部設置の仕組みづくりが必要である。

(3) 情報発信

- ・ 行政が事故状況を把握する前に SNS 等で情報が拡散し、行政対応が後手に回る懸念がある。誤った情報の拡散や住民の混乱を防ぐため、先手を打った住民対応や情報発信について事前に準備しておく必要がある。
- ・ マスコミ対応等の窓口一本化や、上下水道一体での情報発信が求められる。道路通行止めや迂回情報等も含め、関係部局と連携して一括提供可能な体制を構築することが行政

への信頼確保につながる。

(4) 官民連携での対応

- ・ 水の官民連携等で民間事業者が維持管理に関わる中、官民の役割分担や対応体制を事前に明確化しておく必要がある。

(5) 大都市や知見を有する専門家からの支援

- ・ 事故状況の全容が不透明な初期段階から、事態が深刻化する前に躊躇なく外部専門家に相談できる体制を整えることが、迅速なリソース確保や適切な初動につながる。
- ・ 事故対応では他の地方公共団体の広域支援が入りにくいため、大都市からの支援や、日本下水道協会等の専門家を迅速に現場派遣する体制が必要である。
- ・ 民間事業者との連携を含む大規模事故を想定した自然災害時の応援協定の見直しや、国が主体的に仲介・派遣するプッシュ型の自治体や民間事業者の広域的な支援体制の構築を検討すべきである。
- ・ 作業員の安全確保や住民への影響を考慮し、初動から化学の専門家の判断を仰ぐ体制が必要である。

(6) DX技術の活用

- ・ ドローン技術等は、人が立ち入れない事故直後の状況監視や管内調査において、初動から有用な技術であると考ええる。

(7) その他

- ・ 雨水ポンプの一部故障など、直ちに公衆災害に至らなくともリスクが高まる事態に対し、地方公共団体が参考にすることが可能なマニュアルにすべき。
- ・ 事故発生時においても県と市が連携して対応することを前提とすべきである。特に流域下水道での事故の場合は県が主体となって対応するが、住民対応の主体は市となる。流域下水道と公共下水道のどちらでの事故であるかによって都道府県と市町村の対応も変わることも記載すべき。
- ・ 本委員会での議論をとともに、BCP の対象範囲を超えて事故対策の全貌における重要な対応や好事例については、コラム等で整理して紹介することが有効である。

以上